

診療所の皆様

栄養食事指導を バックアップいたします！



☆令和2年度の介護報酬改定で、診療所における栄養食事指導を、山梨県栄養士会 栄養ケア・ステーションの管理栄養士が出来るようになりました。

山梨県栄養士会 栄養ケア・ステーション[®]が管理栄養士をご紹介します

栄養食事相談ができる
管理栄養士を
探してほしい。

栄養食事指導が
必要な患者がいる。



どこに相談したら
いいかわからない。

必要な日に必要な時間だけ
でもいいのかなあ

栄養食事指導（医療保険）の流れ

診療所における外来栄養食事指導料及び在宅患者訪問栄養食事指導料について、当該保険医療機関以外（他の保険医療機関又は栄養ケア・ステーション）の管理栄養士が栄養指導を行う場合です。
* 訪問栄養食事指導は介護保険を利用している場合は介護保険のサービス（居宅療養管理指導）が優先されます。



診療所

- ・栄養食事指導指示
- ・レセプト業務

業務委託契約

山梨県栄養士会 栄養ケア・ステーション

- ・業務委託契約（委託料支払い）
- ・栄養食指導

- ・栄養食事指導 報告書提出
- ・次回予約の確認

・外来栄養食事指導2

- (1)初回 250点 (2)2回目以降 190点
- * 初回の指導を行った月にあっては月2回、その他の月にあっては月1回、交通費負担

・在宅患者訪問栄養食事指導料 2

- イ 単一建物診療患者1名 510点
- ロ 単一建物診療患者2人～9人 460点
- ハ イ及びロ以外の場合 420点
- * 患者1人につき 月2回まで、交通費は患者負担

登録管理栄養士

- ・診療所にて栄養食事指導実施 栄養食事指導記録
- ・報告書作成（診療所用 栄養ケア・ステーション）
- * 在宅の場合は交通費徴収

「栄養ケアステーション」とは、公益社団法人日本栄養士会又は都道府県栄養士会が設置・運営する「栄養ケアステーション」になります。

*「認定栄養ケアステーション」と業務委託しても、診療報酬の請求はできません。

お問い合わせ先：

公益社団法人 山梨県栄養士会
「栄養ケア・ステーション」まで

〒400-0805 甲府市酒折1-1-11 JR酒折駅前 日星ビル4F

TEL: 055-222-8140

TEL/FAX: 055-222-8593

E-mail : yamaei@sky.plala.or.jp

管理栄養士ご紹介について

公益社団法人 山梨県栄養士会 栄養ケア・ステーション



1 「業務委託契約書」を交す

「栄養食指導を希望」と栄養ケア・ステーションまでご連絡ください。
お電話またはお伺いしてご説明させていただきます。

* 契約後お渡しするもの

- ① 2. で使用の「栄養指導申込書」
- ② 4. で使用の「栄養指導依頼書」（記入例の記載あり）

【連絡先】公益社団法人山梨県栄養士会 栄養ケア・ステーション

☎055-222-8140

E-mail yamaei@sky.plala.or.jp

2 栄養指導の依頼方法

栄養指導を行うには、「栄養指導申込書」を栄養ケア・ステーションあてにメールもしくはFaxをお送りください。

指導希望日2週間前までのご提出をお願いしておりますが、お急ぎの場合はお申し出ください。

3 担当管理栄養士のご連絡

当会 栄養ケア・ステーションより担当管理栄養士をお知らせいたします。
その後、担当管理栄養士よりご連絡いたします。

4 指導日当日

担当管理栄養士が指導会場にお伺いいたします。

* 当日、貴医院でご用意いただくもの

- ① 「栄養指導依頼書」（契約時お渡ししたもの）
* 医師の指示事項までのご記入をお願いいたします。
- ② カルテ



5 業務委託費用の精算

毎月末日締め、翌月中旬頃までに、請求書を郵送いたします。
請求書に記載された指定口座までお振込みをお願いいたします。

・お振込み手数料につきましては恐れ入りますがご依頼元様でのご負担をお願いしております。